

くらしの広場

2021年
秋号

No.356号

品川区消費者センター ☎03-6421-6136 品川区西品川1-28-3 中小企業センター4階

消費者センターに「知らないところから荷物が届いた。心当たりがないので処分していいか？」という相談がよく寄せられています。海外から届く場合もあります。

今まで特定商取引法では、注文や契約をしていないのに一方的に送り付けられた商品（送り付け商法）について、消費者はその商品を受け取って14日間は商品を処分することができませんでした。しかし特定商取引法が改正され「送り付け商法」に関して次のように適用されるようになりました。



特定商取引法が改正されました（令和3年7月6日～）

1 商品は直ちに処分可能

注文していないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。



2 事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても金銭の支払は不要です。



3 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談を

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払い義務があると誤解し金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。



* 想定外の贈り物が届く場合もあります！

家族や友達からのプレゼント、またお礼の品だったりするケースもありました。中には自分が注文したことを忘れていたケースもあり、ここは気を付けて対応しましょう。

* 送る側は、受け取る側が不安にならないように配慮を忘れずに！

送り主の名前を配送伝票に書いてもらったり、またあらかじめ電話で連絡を入れたりしておきましょう。

* この規定は海外から送付されてきた商品についても適用されます！

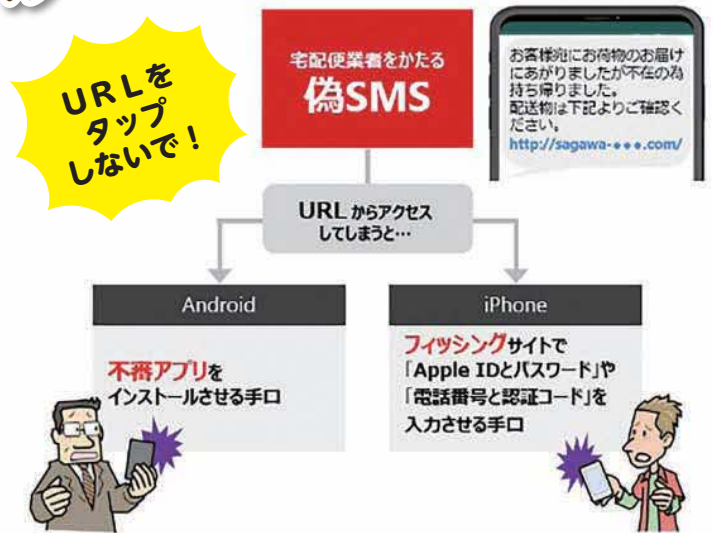
最近の 相談より

コロナ禍で、不要不急の外出を控え「ステイホーム」と言われている中、パソコンやスマホで利用できるインターネットはありがたい存在です。しかし、消費者センターにはインターネットを介した被害の相談も寄せられています。事例をいくつかご紹介します。

1. ある日突然のトラブル

1 ある日突然、スマホのSMSにメッセージが…

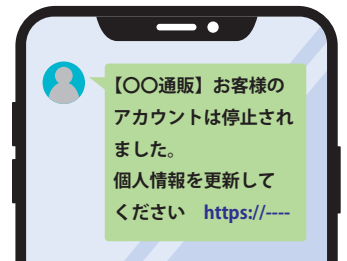
スマホ（アンドロイド系）に宅配業者と名乗るところから「配送できませんでした」というURL付きのSMS（ショートメッセージサービス）が届き、URLを押すとスマホにウイルスが侵入。携帯電話料金と一緒に引き落とされるキャリア決済（携帯電話会社の引き落とし）で高額な被害に！電話番号を変更しても解決せず、最終的にスマホを初期化せざるを得なくなった。



(画像：IPAの安心相談窓口のHPより)

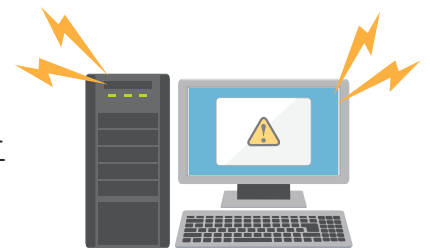
2 ある日突然、大手通販サイトを名乗る偽サイトからメールが届き…

改めてクレジットカード番号などの情報を入力するように連絡メールが届き、本物のサイトだと思い入力したところ、アカウントが乗っ取られフィッシング詐欺の高額被害に！



3 ある日突然、パソコン使用中にウイルスに感染したという大きな警告音が…

慌てて表示されたところへ電話を入れ、指示されるままコンビニへ行き電子マネーを買い、カードの番号を伝え高額な被害に！（クレジットカードを利用させるケースもあります）



4 ある日突然、アダルトサイトでワンクリック詐欺の被害に…

18歳以上のボタンを押したところ登録となり数十万円の請求を受けた！



- ・このような場合は、決して慌てず一人で判断せず、消費者センターに相談しましょう。
- ・トラブルに巻き込まれ支払ってしまうと被害を回復するのが大変です。回復できない場合もあります。

2. 初めて利用するネットショップでのトラブル

1 前払いで注文

商品が届かない詐欺サイトだったかも！

3 クレジットで注文

商品が届かずカード情報が悪用されるかも！

2 代引きで注文

支払い後に箱を開けると注文品と違う物かも！

4 お試しのつもりで注文

定期コースで解約できないかも！

- ・ 初めて利用するネットショップでの被害の相談が多く寄せられています。前払いや、代引きしか利用できないショップは要注意。海外のサイトの場合もあります。
- ・ クレジットを利用した通販で、商品が届かない場合は悪用される危険性があります。商品が未着であることを伝え番号を変更するなどクレジット会社に相談しましょう。
- ・ 初回がお得で定期コースが条件の場合は、ホームページや最終確認画面に総額表示を書く事が義務付けられています。購入前にしっかりと確認をしましょう。

3. 被害額が大きく詐欺的なトラブル

高齢者を狙った振り込め詐欺についてはよく注意喚起されていますが、このところ相談が入るのは30歳前後の若い方々からの詐欺的な被害の相談です。

1 副収入を得るために高額な被害にあうケース

インターネットには簡単に誰でも副収入が得られるという動画が沢山あります。連絡をすると高収入を得るため必要だと言われ、ノウハウの詰まった情報商材など、数十万円の契約をすることに。結果、収入が得られるどころか借金が増えてしまった。



2 マッチングアプリなどを悪用した詐欺にあうケース

パートナーに出会いたく「マッチングアプリ」などに登録し、出会った相手から儲け話があり、難しい投資へ誘導されます。それも海外の暗号資産の取引所を利用するものなど。

最初の投資は数日で何倍にもなり儲かります。その体験をきっかけに興味を持つと、だんだん大きな金額へと誘導され、言われるまま数百万円という高額を投じた後、いざ引き出そうとしても引き出せない。相手の実態がつかめない上、連絡が途切れてしまい救済ができないケースが多く、泣き寝入りをしているような状態です。

注) 海外に所在がある事業者であっても、日本の居住者のため、又は日本の居住者を相手方として金融商品取引を業として行う場合は、金融商品取引法で定められている金融商品取引業の登録が必要です。

注) 暗号資産の取引も、暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。

10月は「食品ロス削減月間」です

食品ロスとは、本来食べられるのにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。日本では年間約612万トンが発生しているといわれています。これは日本人1人あたりが、毎日お茶碗1杯分（約132g）の食べ物を捨てていることになります。

食品ロスを減らすために、普段の生活でできることから始めていきましょう。

かしこく買い物

- ・事前に献立を考え、在庫を確認してから買い物へ
- ・カートを使わず手で下げられる重さだけ買う。
- ・「安い」からといって、必要以上に買いすぎない。
- ・棚の手前から商品をとる



しっかり食べ切る

- ・賞味期限、消費期限を確認し、無駄なく使い切る。
- ・野菜の皮は過剰に厚くむかない。
- ・切れ端もすぐに捨てずに何かに使えないか考える。
- ・外食では食べ切れる量を注文する。食べ切れなかったら持ち帰ることができるか聞いてみる。



パネル展で食品ロス削減について学ぼう!

日時：令和3年10月26日（火）～11月4日（木）
午前8時30分～午後5時15分
会場：品川区役所本庁舎・第二庁舎3階ロビー



⚠️ こんなことばにご用心 ⚠️



「当選おめでとうございます。3億円差し上げます。」

スマホに突然「当選おめでとうございます。3億円差し上げます。お手続きはこちらから・・・」というメールがきても、絶対に相手にしないでください。

連絡をしてしまうと、手数料などと言われてお金をとられるだけで、絶対にお金はもらえません。

困ったら消費者センターへご連絡ください。

困ったらひとりで悩まず

品川区消費者センターへ

品川区西品川1-28-3 中小企業センター4階

無用な不安 無意味だな

☎03-6421-6137

月～金曜日 9時～16時（電話・来所）
第4火曜日 19時まで（16時以降電話のみ）
土曜日 12時30分～16時（電話のみ）
年未年始・祝日はお休みです



交通

東急大井町線
「下神明駅」下車 徒歩2分
JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線
「大井町駅」下車 徒歩15分